



# 長野県報

8月30日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1893号

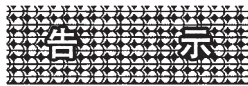
## 目次

### 告示

長野県環境影響評価技術指針(平成10年長野県告示第476号)の一部改正(環境政策課) .....	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請並びに調査結果書の縦覧(廃棄物対策課) .....	7
森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第404号)の一部改正(森林整備課) .....	7
基本測量の実施(土木政策課) .....	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	8

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) .....	9
一般競争入札(長寿福祉課) .....	9
土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課) .....	10
一般競争入札(県立病院課) .....	10
一般競争入札(経営企画課) .....	11
一般競争入札(事業課) .....	12
一般競争入札(義務教育課) .....	13
一般競争入札(2件)(高校教育課) .....	14
正誤(税務課) .....	15
正誤(森林整備課) .....	15
正誤(河川課) .....	16
正誤(交通企画課) .....	16



長野県告示第429号

長野県環境影響評価技術指針（平成10年長野県告示第476号）の一部を次のように改正します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

第1第2項中「環境影響評価等」を「環境影響評価その他の手続（以下「環境影響評価等」という。）」に改める。

第2第2項中「環境影響評価その他の手続（以下「」及び「という。）」を削る。

第4第1項第1号を次のように改める。

(1) 事業計画の概要の策定

第2の環境影響評価等実施の基本方針にそって事業計画の概要を策定する。

なお、策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。

第4第1項第2号中「概況」を「概況（過去の状況の推移及び将来の状況を含む。）」に改め、同項第3号中「当該対象事業に伴う環境影響」を「環境に影響」に改め、同第2項第4号中「対象事業が環境に及ぼす影響」を「環境影響」に改める。

第5第1項中「結果」を「結果及び理由」に改め、同第2項を次のように改める。

2 項目の選定に当たっては、環境に及ぼす影響の程度に応じて次のとおり分類する。

- (1) 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
- (2) 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
- (3) 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
- (4) 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

第5第4項第2号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。

第6第6項第3号中「地点等」を「調査地点等」に改める。

第8第2項第1号中「経過等」を「経緯等」に、「環境影響又は」を「環境への影響又は」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 代償による保全対策を講じようとする場合にあっては、回避、最小化、修正又は低減による保全対策を講ずることが困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境及び創出される環境それぞれの内容を十分に比較し検討すること。

なお、代償による保全対策の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにすること。

第8第2項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保全対策の選定に当たっては、複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を行うこと。

第9第1項及び第2項を次のように改める。

1 評価の方法

(1) 評価の方法は、事業者が実行可能な範囲内で、環境に対する影響の緩和について別紙に従いできる限り配慮されているかど

うかを検討する方法とする。

なお、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるよう整理する。

(2) 評価に当たって事業者自ら設定した目標等に係る考え方を明らかにするとともに、環境基準等が示されている場合にあっては、当該環境基準等との間に整合が図られているかどうかについても検討する。

2 評価に当たっての留意事項

評価は、必要に応じて対象事業以外による環境保全のための措置も勘案できることとするが、その場合にあっては当該措置の確実性を確認するとともに内容を明らかにすること。

第10第1項中「又は効果」を「、効果」に、「場合において」を「場合又は工事中若しくは供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする場合において」に改め、同第2項中「又は保全対策」を「項目、保全対策」に、「を、環境への影響」を「又は工事中若しくは供用後において保全対策の内容をより詳細なものにする項目を、環境影響」に改める。

別表第1中

人と自然との触れ合いの活動の場
史跡・文化財

を

「

触れ合い活動の場
文化財

」に改め、同表の備考を削る。

別表第2中

景観・文化財の状況	景観資源、史跡及び文化財等
-----------	---------------

を

「

自然環境の総合的な状況	気象、水象、地象、動植物等の状況を踏まえた自然環境の総合的な特性等
景観・文化財の状況	景観資源、文化財等

」に、「人口

動態」を「(分布、動態等)」に改める。

別表第3の大気質の項中

「

1 大気の汚染に係る環境基準項目	を
------------------	---

」

「

1 環境基準が設定されている物質	に、「昭和48
------------------	---------

」

年環境庁告示第25号)を「昭和48年環境庁告示第25号)又は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）」に改め、同表の騒音の項中

測定方法は、環境騒音については、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法等とする。

また、特定騒音については、「騒音に係る環境基準について」、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成2年環境庁大気保全局長通達)又は「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年環境庁大気保全局長通達)に定める方法等とする。

を

測定方法は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示第46号)、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号)、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)、「小規模飛行場環境保全暫定指針について」(平成2年環境庁大気保全局長通達)又は「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年環境庁大気保全局長通達)に定める方法等とする。

に、「環境騒音レベル」を「総合騒音」に、「音響学会式又は物理計算等」を「物理計算式等」に改め、同表の振動の項中

測定方法は、環境振動については、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)に定める方法等とする。

また、特定振動は、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」又は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年環境庁長官勧告)に定める方法等とする。

を

測定方法は、「日本工業規格 Z 8735」、「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)又は「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年環境庁長官勧告)に定める方法等とする。

に、「環境振動レベル」を「総合振動」に、「土木研究所式又は物理計算等」を「物理計算式又は予測モデルによる数値式等」に改め、同表の悪臭の項中「拡散モデル」を「拡散モデルによる数値式」に改め、同表の水質の項中

対象事業実施区域及びその周辺区域における水域の水質について、以下の項目から選定し把握する。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準項目
- 2 生活環境の保全に関する環境基準項目
- 3 その他必要な項目
- 4 水生生物
- 5 底質
- 6 地下水質

なお、必要に応じて他の発生源の状況、水象・地形・地質等の自然的状況又は周辺の人家・施設等の社会的状況等についても把握する。

国若しくは地方公共団体の測定結果等の既存文献等又は現地調査により行う。

測定方法は、水質については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に定める方法等とする。

また、底質については、「底質調査方法」(昭和63年環境庁水質保全局長通達)に定める方法等とする。

を

対象事業実施区域及びその周辺区域における水域の水質について、以下の項目から選定し把握する。

- 1 環境基準が設定されている項目及び物質
- 2 その他必要な項目
- 3 水生生物
- 4 底質
- 5 地下水質

なお、必要に応じて他の発生源の状況、水象・地形・地質等の自然的状況又は周辺の人家・施設等の社会的状況等についても把握する。

国若しくは地方公共団体の測定結果等の既存文献等又は現地調査により行う。

測定方法は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。）」及び「底質調査方法」(昭和63年環境庁水質保全局長通知)に定める方法等とする。

に改め、同表の土壌汚染の項中

1 土壌の汚染に係る環境基準項目

を

1 環境基準が設定されている項目及び物質

に、「土壌

の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)又は「底質調査方法」を「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)、「底質調査方法」又は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。）」及び「土壌の汚染に係る環境基準について」に改め、同表の植物の項中「立地条件」を「生育立地の条件」に改め、同表の動物の項中「生息環境」を「生息環境、移動経路」に改め、同表の生態系の項中「指標種等を設定」を「指標種等を抽出」に、

<p>地形・地質、水象、植物及び動物等の調査結果に基づき、既存文献等を参考に、一定の環境単位を類型化する等により、生態系の構造を推測するとともに、環境単位の構造を推測する方法等とする。</p>	
<p>地形・地質、水象、植物及び動物等の調査結果に基づき、既存文献等を参考に、相互関係を推測する方法等とする。</p>	
<p>既存文献等又は聞き取りにより、地域の生態系を特徴づける指標種を設定し、植物又は動物等の調査結果によりその現状を確認する方法等とする。</p>	

に改め、「二酸化炭素をはじめとする」を削る。  
様式を次のように改める。

を

<p>地形・地質、水象、植物及び動物等の調査結果に基づき、既存文献等を参考に、一定の環境単位を類型化する等により、生態系の構造を推測するとともに、環境単位の構造を推測する方法等とする。</p>		
<p>地形・地質、水象、植物及び動物等の調査結果に基づき、既存文献等を参考に、相互関係を推測する方法等とする。</p>		
<p>既存文献等又は聞き取りにより、地域の生態系を特徴づける指標種等を抽出し、植物又は動物等の調査結果の解析及び現地調査によりその現状を確認する方法等とする。</p>		<p>植物又は動物の調査地域及び地点に準じて設定する。</p>

に改め、同表の景観の項中「視点」を「視点場」に改め、同表中

<p>「 史跡・文化財 」</p>	<p>を</p>	<p>「 文化財 」</p>	<p>に、「史跡・文化財」を「文化財」に改め、</p>
---------------------------	----------	------------------------	-----------------------------

同表の廃棄物等の項中

<p>「  」</p>
---------------------

を

<p>「 廃棄物及び残土等の副産物の種類毎の発生量及びリサイクル量について予測するために必要な調査を行う。 」</p>
---

に改め、同表の温室効果ガス等の項中

<p>「  」</p>
---------------------

を

<p>「 温室効果ガス等の排出量について予測するために必要な調査を行う。 」</p>
--





**長野県告示第430号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
有限会社田切クリーンセンター  
長野県上伊那郡飯島町飯島1800番地  
代表取締役 前 田 英 司
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
上伊那郡飯島町田切2577番地他
- 3 廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
  - (1) 一般廃棄物の最終処分場  
特別管理一般廃棄物を除く次の一般廃棄物  
汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、繊維くず、紙くず、木くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずにあつては石綿含有一般産業廃棄物を含む。）
  - (2) 産業廃棄物の管理型最終処分場
    - ア 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物  
汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずにあつては自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。金属くずにあつては自動車等破砕物を除く。）
    - イ 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物  
繊維くず、紙くず、木くず、がれき類（がれき類は石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日  
平成19年 7月31日
- 6 縦覧の場所  
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県上伊那地方事務所環境課
- 7 縦覧の期間  
平成19年 8月30日（木）から同年10月1日（月）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 8 意見書の提出  
法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。
  - (1) 意見書の提出期間  
平成19年 8月30日（木）から同年10月15日（月）まで
  - (2) 意見書の提出先  
〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692番地 2

長野県生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

## (3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「有限会社田切クリーンセンターに係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書について生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

**長野県告示第431号**

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第404号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

第8中「木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、」を削る。

森林整備課

**長野県告示第432号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 作業種類  
基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 2 作業期間  
平成19年 9月3日から平成21年 3月31日まで
- 3 作業地域  
県内市町村全域

土木政策課

**長野県告示第433号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年 9月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 茅野北杜韭崎線  
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市豊平字家前9816番の1地先から 茅野市豊平字入和田8580番のイ地先 まで	旧	9.0~12.5 m	0.1280 km
同 上	新	9.0~15.0	0.1280

道路管理課

#### 長野県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 親田中村線  
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市中村1753番の7地先から 飯田市中村1548番の11地先まで	旧	6.5~8.3 m	0.0650 km
飯田市中村1978番の4地先から 飯田市中村1545番の9地先まで		11.0~26.0	0.2750
飯田市中村1978番の4地先から 飯田市中村1545番の9地先まで	新	11.0~26.0	0.2750

- 2(1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 松川インター大鹿線  
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草7282番の76地先から 上伊那郡中川村大草7282番の73地先まで	旧	7.3~23.8 m	0.1404 km
同 上	新	7.3~23.8	0.1404
		6.0~24.0	0.0992

道路管理課

#### 長野県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月13日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 松川インター大鹿線  
2 供用を開始する区間  
上伊那郡中川村大草7282番の76地先から  
上伊那郡中川村大草7282番の73地先まで  
3 供用を開始する期日 平成19年9月1日

道路管理課